

岩手県告示第292号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

平成30年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）
- 2 都市計画を変更した土地の区域 遠野都市計画区域（別紙図面のとおり。）
- 3 変更に係る都市計画の図書又はその写しの縦覧の場所 岩手県県土整備部都市計画課及び県南広域振興局土木部遠野土木センター並びに遠野市役所

備考 「別紙図面」は、省略し、変更に係る都市計画の図書又はその写しの縦覧場所に備えておいて縦覧に供する。